

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	システム整備等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	C3Iシステム		3補LPS-XX99082-3
			大承 臣認 令和 年 月 日
	システム維持 (設定変更等)		作成 令和 4年 8月 18日
			改正 令和 5年 7月 24日
	作成等 部名 令和 5年 8月 2日		
隊等 第 3 補 給 処			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、C3Iシステムのシステム維持（設定変更等）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00009及びC&LPS-Y00010によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### C3Iシステム

空自C3Iデータ・ネットワーク及びこれを基盤として利用するシステム全体の総称をいう

#### 1.2.2

##### COTS (Commercial Off The Shelf)

既製品で販売やリースが可能となっているソフトウェアやハードウェア又は一般向けにライセンスされているものをいう

#### 1.2.3

##### システム・インテグレータ

個別のサブシステムを集めて一つにまとめ上げ、それぞれの機能が正しく動くように完成させる事業を行う個人又は企業をいう

#### 1.2.4

##### 官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

### 1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 6249 80 mm (1.46GB/面) 及び120 mm (4.70GB/面) DVDレコーダブルディスク (DVD-R)

JIS X 6282 情報交換用120mm 追記形光ディスク (CD-R)

2) 仕様書

C&LPS-Y00009 プログラム等一般共通仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

CPS-E996013-2 航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス)

3) 法令等

秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第36号)

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達 (昭和57年航空自衛隊達第5号)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) (防装庁(事)第137号令和4年3月31日)

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) (防装庁(事)第3号31.1.9)

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通知) (装普武第188号31.1.9)

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について (通知) (装管調第807号令和3年1月21日)

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン [2023年(令和5年)3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定]

4) その他

航空自衛隊第3補給処官給品等取扱要領 (以下、“官給品等取扱要領”という。)

b) 関連文書

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について (通達) (防経装第19072号26.12.24)

品名	C3Iシステム システム維持(設定変更等)
----	-----------------------

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）（装管調第68号令和元年5月7日）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 現地部隊

現地部隊は、次による。

- a) 航空システム通信隊（市ヶ谷基地）
- b) 西部航空警戒管制団西部防空管制群警戒通信隊（春日基地）

### 2.2 対象システム

対象システムは、次による。

- a) 航空自衛隊クラウドシステム（以下，“空自クラウド”という。）
- b) 基地内光伝送路

### 2.3 実施期間

契約締結後から令和6年3月29日までとする。

### 2.4 システム・インテグレータによる統制

契約の相手方は、役務の実施に当たり、CPS-E996013-2に基づき、システム・インテグレータの統制を受ける。

### 2.5 設定変更等

契約の相手方は、設定変更等について、表1～表3により、次に示す項目を実施する。

- a) 次に示す項目について、設定変更等要領を検討する。
  - 1) 後方支援サービス等のサービスインに伴う設定変更範囲
  - 2) 設定変更を実施する対象器材
  - 3) 実施スケジュール管理
- b) 2.7 設定変更等要領書に基づき、市ヶ谷基地からの遠隔操作を基準とし、設定変更及び設定変更後の動作確認を実施する。

### 2.6 設定変更等実施計画書の作成

契約の相手方は、役務の実施に当たり、次の事項を記載した設定変更等実施計画書を作成し、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課情報システム班長（以下，“空幕情報システム班長”という。）及び第3補給処資材計画部長（以下，“3補資計部長”という。）に確認を受け、分支担官の承認を得る。

- a) 実施体制
- b) 実施日程
- c) 実施要領
- d) その他、必要な事項

品名	C3Iシステム システム維持(設定変更等)
----	-----------------------

## 2.7 設定変更等要領書の作成

契約の相手方は、2.5 a)の検討結果に基づき、設定変更等要領書を作成し、空幕情報システム班長の確認を受ける。

## 2.8 設定変更等実施結果報告書の作成

契約の相手方は、2.5 b)の結果について、次の事項を記載した設定変更等実施結果報告書を作成する。

- a) 実施結果（動作確認結果を含む。）
- b) C3Iシステムの設定変更操作手順

## 2.9 臨時技術員の資格

臨時技術員の資格は、次による。

- a) 役務を履行するに当たり、空自クラウド及び基地内光伝送路の機能について知識を有する。
- b) 空自クラウド及び基地内光伝送路の各ハードウェア及びソフトウェアの操作について習熟している。

## 2.10 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3による。

## 2.11 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たり、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

## 2.12 役務の実施体制

契約の相手方は、役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 業務従事者は、本役務に関する知識及び技能等を有する者とする。
- c) 業務従事者は、b)に掲げる者のほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）及び業績等を有する者とする。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢をとる。

## 2.13 再委託

品名	C3Iシステム システム維持(設定変更等)
----	-----------------------

契約の相手方は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定〕に基づき、次により実施する。

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、分支担当官の承認を受けなければならない。
- c) b)に基づき再委託先の事業者が義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うほか、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- d) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、官側と協議したうえで、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（調達）に基づき必要な手続きを実施する。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、分支担当官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、表4による。

#### 4.2 臨時技術員届

臨時技術員届は、C&LPS-Y00010の3.1による。

なお、契約の相手方は、役務の実施に当たり、臨時技術員に携行させる。

#### 4.3 立入制限場所への立入

契約の相手方は、立入制限場所への立入許可を必要とする場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき申請し、許可を受けなければならない。

#### 4.4 官側における支援

契約の相手方は、必要な場合次の事項について、現地部隊の監督官と調整して、可能な範囲で支援を受ける。

- a) 部隊等の保有する機器等の使用及び操作に関する事項
- b) 部隊等の保有するデータ及び資料の閲覧に関する事項
- c) 立入制限場所への立入調整
- d) 役務の実施に必要な場所（事務室等）及び備品等の利用
- e) 部隊等での電気、水、冷暖房設備（燃料を含む。）の利用
- f) 臨時技術員の待機場所
- g) その他、監督官が必要と認めた事項

#### 4.5 リバースエンジニアリングの禁止

契約の相手方は、部隊等の器材に実装しているプログラムにリバースエンジニアリングを実施しない。

品名	C3Iシステム システム維持(設定変更等)
----	-----------------------

#### 4.6 貸付資料

契約の相手方は、必要に応じて表1に示す貸付資料の貸付を受ける場合、資料保有部隊と調整し、貸付を受ける。

#### 4.7 貸付品

契約の相手方は、必要に応じて表2及び表3に示す貸付品を官給品等取扱要領により貸付を受ける。

#### 4.8 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に当たり、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関係する場合は、秘密保全に関する訓令によるほか、別途、分支担当の定めるところにより秘密保全を行う。

#### 4.9 知的財産権等の管理

著作権等を含む知的財産権の管理は、G&LPS-Y00009の6.6による。

#### 4.10 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

#### 4.11 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項**”及び添付資料“**調達における情報セキュリティ基準**”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

品名	C3Iシステム システム維持(設定変更等)
----	-----------------------

#### 4.12 物品の取扱い

契約の相手方は、契約に基づき受領した貸付品及び貸付資料の取扱いを官給品等取扱要領に定めるところにより実施する。

#### 4.13 契約相手方の技術協力

契約の相手方は、官側が本契約に関する技術的事項について情報の提示を求めた場合は、協力を行う。ただし、特別な理由により情報の提示が困難な場合は、官側と協議する。

表 1－貸付資料

番号	名 称	数量	秘等 区分	資料保有部 隊等
1	航空自衛隊クラウドシステムに関する技術資料	1	—	航空幕僚監 部防衛部事 業計画第2 課
2	航空自衛隊クラウド基盤ベースライン (計2伺第1号別冊令和3年3月23日)	1	—	
3	航空自衛隊クラウドシステム 環境定義書	1	—	
4	設定変更等要領書 (調達要求番号：DP250348180003)	1	—	
5	設定変更等実施結果報告書 (調達要求番号：DP250348180003)	1	—	
6	基地内光伝送路の設計 基地内光伝送路共通設計書 (調達要求番号：3-17-2023-021A-E-0317)	1	—	補給本部 通信電子部
7	基地内光伝送路 基地別設計書 (全基地用) (調達要求番号：3-18-2037-011B-E-0335)	1	—	
8	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-19-2036-011B-E-0302)	1	—	
9	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-20-2012-011B-E-0351)	1	—	
10	基地内光伝送路 基地別設計書 (横田基地) (調達要求番号：3-20-2035-011B-E-0365)	1	—	
11	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-20-2039-011B-E-0364)	1	—	
12	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-21-2032-011B-E-0352)	1	—	
13	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-22-2051-011B-E-0369)	1	—	
14	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-23-2053-011B-E-0362)	1	—	
15	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号：3-23-2058-011B-E-0347)	1	—	

表 1 - 貸付資料 (続き)

番号	名 称	数量	秘等 区分	資料保有部 隊等
1 6	基地内光伝送路 基地別設計書 (防府北基地) (調達要求番号 : 3-24-2048-011B-E-0330)	1	—	補給本部 通信電子部
1 7	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号 : 3-25-2051-011B-E-0333)	1	—	
1 8	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号 : 3-26-2051-011B-E-0328)	1	—	
1 9	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号 : 3-27-2034-011B-E-0341)	1	—	
2 0	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号 : 3-28-1048-011B-E-0219)	1	—	
2 1	基地内光伝送路 基地別設計書 (調達要求番号 : 3-22-2051-011B-E-0368)	1	—	
2 2	基地内伝送路基盤 共通設計書	1	—	
2 3	基地内伝送路基盤 基地別設計書	1	—	
<b>注記</b> 貸付時の最新版とし、貸付後に変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。				

表 2 - 貸付品 (プログラム)

番号	名 称	プログラム識別番号 (物品識別番号)	数量 単位	秘等 区分	登録番号
1	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACICOM F002 S 00 (PNMACICOMF002S00)	1 EA	—	—
2	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用 プログラムソース・プログラム	M ACISEC F002 S 00 (PNMACISECF002S00)	1 EA	—	—
3	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プロ グラムソース・プログラム	M ACIACC F002 S 00 (PNMACIACCF002S00)	1 EA	秘	補本通秘 第 5 - 1 号
4	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用 プログラムソース・プログラム	M ACICMS F001 S 00 (PNMACICMSF001S00)	1 EA	—	—
5	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラムソース・プログ ラム	M ACIEDS F001 S 00 (PNMACIEDSF001S00)	1 EA	—	—
<p>注記 貸付時の最新版とし、貸付後に変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。</p>					

表3-貸付品（プログラム・ドキュメント）

番号	名称	プログラム 識別番号 (版型式)	数量	秘等 区分	登録番号
1	航空自衛隊クラウドシステム システム設計書	M ACI F001 A (改訂1)	1	—	—
2	航空自衛隊クラウドシステム 全体サービス設計書	M ACICOM F001 A (改訂1)	1	—	—
3	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACICOM F001 B (改訂1)	1	—	—
4	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム概要設計書	M ACICOM F001 C (改訂1)	1	—	—
5	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACICOM F001 M (改訂1)	1	—	—
6	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム基本設計書	M ACISEC F001 B (改訂1)	1	—	—
7	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム概要設計書	M ACISEC F001 C (改訂1)	1	—	—
8	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム操作手順書	M ACISEC F001 M (改訂1)	1	—	—
9	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACIACC F001 B (改訂2)	1	—	—
10	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム概要設計書	M ACIACC F001 C (改訂2)	1	—	—
11	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACIACC F001 M (改訂2)	1	—	—
12	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACICMS F001 B (基本版)	1	—	—
13	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム概要設計書	M ACICMS F001 C (基本版)	1	—	—
14	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACICMS F001 M (基本版)	1	—	—
15	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACIEDS F001 B (基本版)	1	—	—

表3-貸付品（プログラム・ドキュメント）（続き）

番号	名称	プログラム 識別番号 (版型式)	数量	秘等 区分	登録番号
16	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム基本設計書 別冊	M ACIEDSC F001 B (基本版)	1	秘	補本通秘 第2-46 号
17	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACIEDS F001 M (基本版)	1	—	—
注記	貸付時の最新版とし、貸付後に変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。				

表 4 - 提出書類

番号	名称	秘等区分	記憶媒体の種類	提出先及び数量				提出時期	仕様書 項番	
				市ヶ谷		春日	入間			十条
				航空幕僚監部防衛部事業計画第2課	航空システム通信隊クラウド基盤管理隊	警戒通信隊 西部航空警戒管制団西部防空管制群	第3補給処			補給本部通信電子部
1	設定変更等実施計画書	—	印刷物又はCD-R若しくはDVD-R	1	1	1	1 <sup>a)</sup>	1	番号2の提出前までに	2.6
2	設定変更等要領書	—	CD-R又はDVD-R	1	1	1	1 <sup>b)</sup>	1	設定変更等作業実施の1週間前までに	2.7
3	設定変更等実施結果報告書	—	CD-R又はDVD-R	1	1	1	1 <sup>b)</sup>	1	納期までに	2.8
4	臨時技術員届	—	印刷物	—	—	—	3 <sup>a)</sup>	—	設定変更等作業実施の1週間前までに	4.2

注記1 印刷物の規格は、JIS P 0138のA列4番とする。  
 注記2 媒体の規格は、JIS X 6282又はJIS X 6249とし、ファイル形式は、PDF形式とする。  
 注<sup>a)</sup> 番号1及び4の提出先は、分支担当とする。  
 注<sup>b)</sup> 番号2及び3の提出先は、3補資計部長とする。

情報セキュリティ指定書	統制番号	M05K-021ALBDE-NP3-0003
	調達要求番号	DP2351 5808 0094~0094
	調達要求年月日	令和5年 8月 8日
	作成部課	第3補給処資材計画部資材計画課
	作成年月日	令和5年 8月 8日
件名	C3Iシステムシステム維持（設定変更等）	
仕様書番号	3補LPS-XX99082-3	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	当該契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報	-	-	-

以下余白